

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるものを全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるものを全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時の健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→(4)	
40	40	17	16	18	12	20	12	35	0	11	11	0	1	39	0	0
青森県	青森市	○	○			○		○		○	新入学児童入学準備金については、入学通知書送付の際に案内を同封			○		
青森県	弘前市	○	○		○			○						○		
青森県	八戸市	○		○	○	○	○	○		○	小学校の新入学児童学用品費等の申請に係る案内を広報誌に掲載(就学援助制度の詳細は記載していない)			○		
青森県	黒石市		○	○	○	○		○		○	児童扶養手当の手続きをした際に保護者に就学援助制度の書類を配布するよう担当課へ依頼している。			○		
青森県	五所川原市	○		○				○						○		
青森県	十和田市	○	○			○	○	○		○	就学時健康診断の通知書に就学援助制度の書類を同封する。			○		
青森県	三沢市		○	○	○			○						○		
青森県	むつ市	○	○		○		○	○						○		
青森県	つがる市							○						○		
青森県	平川市	○								○	就学時健康診断通知に就学援助制度案内及び申請書を同封し送付している。			○		
青森県	平内町	○			○			○						○		
青森県	今別町						○	○						○		
青森県	蓬田村						○	○						○		
青森県	外ヶ浜町		○					○						○		
青森県	鯉ヶ沢町			○		○		○						○		
青森県	深浦町	○		○				○		○	各学校に対して制度を書面で周知			○		
青森県	西目屋村		○	○				○						○		
青森県	藤崎町	○	○	○	○	○		○						○		
青森県	大鰐町			○	○	○		○						○		
青森県	田舎館村		○	○			○	○		○	在校生の保護者へは1月に学校を通して文書を配布し、新入学児童の保護者へは直接文書を郵送し周知している。			○		
青森県	板柳町		○				○	○						○		
青森県	鶴田町	○	○			○		○		○	毎年12月上旬に学校で就学援助制度の書類を配布			○		
青森県	中泊町	○	○	○	○	○								○		
青森県	野辺地町	○		○			○	○						○		
青森県	七戸町		○			○	○	○						○		
青森県	六戸町						○	○		○	就学時健診の通知の際、就学援助制度の案内文書を同封			○		
青森県	横浜町			○				○						○		
青森県	東北町	○				○		○						○		
青森県	六ヶ所村		○			○		○						○		
青森県	おいらせ町	○			○		○	○						○		
青森県	大間町					○		○						○		
青森県	東通村		○			○								○		
青森県	風間浦村			○	○	○						○				
青森県	佐井村			○		○	○	○						○		
青森県	三戸町	○	○			○	○	○						○		
青森県	五戸町			○		○		○						○		
青森県	田子町			○		○		○						○		
青森県	南部町							○		○	・町のホームページに記載している。 ・新入学児童・生徒については入学説明会で、保護者へ制度の周知をしている。			○		
青森県	階上町	○		○	○	○		○						○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)								(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項	
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布		ケ. その他 →(2)	ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助		エ. その他 →(4)
青森県	新郷村									○	各学校に対して制度を書面で周知			○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)							(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他ー(6)		
40	40	25	1	14	0	0	0	4	4	18
青森県	青森市	○						○	新入学児童入学準備金については、希望者が教育委員会に提出	
青森県	弘前市			○						
青森県	八戸市	○						○	新入学児童学用品費等の対象者のうち小学校の入学前支給を希望する者のみ教育委員会に提出	援助対象となる年間所得の目安額を記載
青森県	黒石市			○						転入者がいた場合に窓口で就学援助の説明をしている。
青森県	五所川原市	○								
青森県	十和田市	○								平易な文面の使用、援助対象となる年間所得の目安額等を記載
青森県	三沢市	○	○						要保護については、教育委員会で対象者を把握し、随時認定しているため、申請書などの提出は不要となっている。	平易な文面の使用 ・費目ごとの支給日、支給額の記載
青森県	むつ市	○						○		特になし。
青森県	つがる市			○						
青森県	平川市			○						毎年10月頃、翌年度申請を受付する際に、就学援助制度周知文書を作成し、全校児童生徒の保護者に配布するよう学校に依頼している。
青森県	平内町	○								
青森県	今別町	○								
青森県	蓬田村			○						
青森県	外ヶ浜町			○						年間の総援助額の記載。
青森県	鰺ヶ沢町			○						
青森県	深浦町	○								
青森県	西目屋村			○						
青森県	藤崎町			○						より多くの方に制度を知っていただくため、町ホームページや広報に掲載している。
青森県	大鰐町	○								各費目の援助額や支給時期を一覧化したものを児童生徒全員に配布している。
青森県	田舎館村			○						転入者(転校生)に、必ず就学援助制度の周知文書を配布。 民生児童委員に制度を説明し、担当地区への周知をお願いしている。
青森県	板柳町	○								学校教職員(担任や事務担当者等)と連携し、生活困窮していると思われる児童・生徒の保護者へ就学援助制度について説明をしている。
青森県	鶴田町	○								
青森県	中泊町	○								小学校新入学者や転入者には必ず就学援助制度を説明している。
青森県	野辺地町	○								児童扶養手当の受給決定者等について担当課と情報共有し、教育委員会から連絡
青森県	七戸町	○								
青森県	六戸町	○								
青森県	横浜町	○								
青森県	東北町	○							・新入学時や進級時に、児童生徒を通じて、保護者に就学援助制度に係るお知らせを配布している。 ・転入者に対し、就学援助制度に係るお知らせを配布している。	
青森県	六ヶ所村	○								
青森県	おいらせ町			○						各項目の援助額等を記載した案内を配付
青森県	大間町	○								
青森県	東通村			○						
青森県	風間浦村			○						
青森県	佐井村	○								
青森県	三戸町	○							新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の案内に就学援助制度の説明文書を同封し、問合せ等ある場合は個別に対応している。	
青森県	五戸町			○						
青森県	田子町	○								
青森県	南部町	○							毎年度、入学者説明会で就学援助制度について説明を行っている。	
青森県	階上町							○	在校生は希望者が学校に提出。未就学児は希望者が教育委員会に提出。	

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)							(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会は教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他ー(6)		
青森県	新郷村	○								特になし

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																		
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																		
		＜小学校＞																																		
		(1) 実施・検討状況について						(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期								(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知（あてはまるもの全てに○）								(6) ケの内容	(7) (1)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）		
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っており、現在検討もしていない。	エ. その他→(2)	ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定		ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイト内に案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(6)	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他→(8)						
40	40	25	5	10	0	0	25	2	0	3	0	0	0	0	0	3	8	13	1	4	6	10	10	9	0	1	0	10	10	4	1	7	1	1		
青森県	青森市	○					○											○								○		入学通知書送付の際に案内を同封								
青森県	弘前市		○					○																												
青森県	八戸市	○					○											○	○	○	○	○														
青森県	黒石市	○					○								○				○	○	○	○														
青森県	五所川原市	○					○									○			○																	
青森県	十和田市	○					○									○						○				○		入学予定者へ送付する就学時健康診断通知書に案内等を同封。								
青森県	三沢市	○					○										○		○		○															
青森県	むつ市	○					○										○				○															
青森県	つがる市	○					○									○									○		就学時健診の案内に制度に関する書類を同封し、郵送している 就学時健康診断通知に就学援助制度案内及び申請書を同封し送付している。									
青森県	平川市	○					○										○				○				○		・入学対象者宛てに通知									
青森県	平内町	○					○									○				○					○		・入学対象者宛てに通知									
青森県	今別町	○					○										○								○		・入学対象者宛てに通知									
青森県	蓬田村	○					○									○									○		就学時健康診断の案内配布時に一緒に送付している。									
青森県	外ヶ浜町	○					○										○		○						○		学校を通して通知を出す。									
青森県	鯉ヶ沢町		○						○																	○										
青森県	深浦町	○					○										○		○																	
青森県	西目屋村			○																													○			
青森県																																				
青森県	藤崎町	○					○									○		○	○	○																
青森県																																				
青森県	大鰐町	○					○										○		○	○	○															
青森県	田舎館村			○																													○			
青森県	板柳町			○																													○			
青森県	鰺田町	○					○										○		○	○																
青森県																																				
青森県	中泊町			○																								○					○			
青森県	野辺地町			○																													○			
青森県	七戸町		○					○																												
青森県	六戸町	○					○								○											○		就学時健診の通知の際、就学援助制度の案内文書を同封								
青森県	横浜町	○					○										○		○																	
青森県	東北町	○					○											○								○		入学通知書に案内を同封し、郵送した。								
青森県	六ヶ所村			○																								○								
青森県	おいらせ町		○						○																											
青森県	大間町			○																													○			
青森県	東通村			○																								○								
青森県	風間浦村		○						○																											
青森県	佐井村			○																							○	○	○							
青森県	三戸町	○					○								○											○		就学時健診の書類とともに案内を配布（郵送）								
青森県	五戸町	○					○												○			○														
青森県	田子町	○					○									○			○			○														
青森県	南部町	○					○									○				○																
青森県	階上町	○					○										○			○		○														

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																														
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																														
		＜小学校＞																														
		(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知（あてはまるもの全てに○）								(6) ケの内容	(7) (1)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）				(8) エの内容
		ア 入学前支給を行っている。	イ 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ 入学前支給を行わず、現在検討もしていない。	エ その他 →(2)		ア 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ 未定	ア 8月以前	イ 9月	ウ 10月	エ 11月	オ 12月	カ 1月	キ 2月	ク 3月	ケ 4月初旬（入学式前）	ア 教育委員会のウェブサイト掲載	イ 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）		ク 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ その他 →(6)	ア 予算の確保が困難だから。	イ 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	
青森県	新郷村			○																									○	当村では各課の連携により村民の家庭状況等を把握できており、現時点で入学前支給を必要とする家庭は無いため		

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																								
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																								
		＜中学校＞																								
		(1) 実施・検討状況について					(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期					(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (4)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）					(6) エの内容
		ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ. その他 →(2)	ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前		イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他 →(6)			
40	40	25	5	9	1	1		25	2	0	3	0	0	0	0	0	4	9	11	1	4	1	6	1	1	
青森県	青森市	○						○											○							
青森県	弘前市		○						○																	
青森県	八戸市	○						○										○								
青森県	黒石市	○						○										○								
青森県	五所川原市	○						○										○								
青森県	十和田市	○						○										○								
青森県	三沢市	○						○											○							
青森県	むつ市	○						○											○							
青森県	つがる市	○						○											○							
青森県	平川市	○						○											○							
青森県	平内町	○						○											○							
青森県	今別町	○						○											○							
青森県	蓬田村	○						○											○							
青森県	外ヶ浜町	○						○												○						
青森県	鰺ヶ沢町		○							○																
青森県	深浦町	○						○												○						
青森県	西目屋村				○		中学校がないため																			
青森県	藤崎町	○						○											○							
青森県	大鰐町	○						○												○						
青森県	田舎館村			○																		○				
青森県	板柳町			○																		○				
青森県	鶴田町	○						○												○						
青森県	中泊町			○																		○		○		
青森県	野辺地町			○																			○			
青森県	七戸町		○						○																	
青森県	六戸町	○						○																		
青森県	横浜町	○						○												○						
青森県	東北町	○						○												○						
青森県	六ヶ所村			○																		○				
青森県	おいらせ町		○							○																
青森県	大間町			○																			○			
青森県	東通村			○																		○				
青森県	風間浦村		○							○																
青森県	佐井村			○																○	○	○				
青森県	三戸町	○						○										○								
青森県	五戸町	○						○															○			
青森県	田子町	○						○											○							
青森県	南部町	○						○												○						
青森県	階上町	○						○																		

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																					
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																					
		＜中学校＞																					
		(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (4)でウと回答した場合、その理由（当てはまるものの全てに○）				(6) エの内容
		ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っているが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ. その他 →(2)		ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 規則改正が増える。支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. 認定回数 →(6)
青森県	新郷村			○																		○	当村では各課の連携により村民の家庭状況等を把握できており、現時点で入学前支給を必要とする家庭は無いため

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)						4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							
		(1) 当てはまるもの1つに○						(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																(4) ソ、タ又はチを回答した場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) ツを回答した場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項				
ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他→(2)	(2) オの内容・補足事項	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛けたものを(4)に記入。	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたものの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入	テ. その他→(6)	係数(倍率)	係数(倍率)	倍	倍			
40	40	10	2	19	3	6	6	35	34	26	29	28	34	11	10	17	19	16	16	20	13	6	2	10	0	10	18	0	10	1	
青森県	青森市	○						○	○	○	○	○	○			○	○				○		○		○		1.3		事故、災害、長期入院、失職、新型コロナウイルス感染症の影響による減収等		
青森県	弘前市			○				○	○	○	○	○	○				○		○												
青森県	八戸市		○					○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○					○			1.3				
青森県	黒石市					○	新たな認定基準は整備していない。	○	○	○	○	○	○				○	○	○			○					1.3				
青森県	五所川原市					○	特に対応していない。	○	○																						
青森県	十和田市					○	該当なし。	○				○										○					1				
青森県	三沢市			○				○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○			○				1.3				
青森県	むつ市				○				○																○				保護者が怪我や病気で働けなくなった世帯(証明する書類が必要)		
青森県	つがる市			○				○					○									○					1.3				
青森県	平川市			○					○		○																				
青森県	平内町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			1.5		その他教育委員会が必要と認めるもの	
青森県	今別町					○	・特に考えていません。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
青森県	蓬田村			○				○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○					○					その他教育委員会において援助が必要と認められる者。	
青森県	外ヶ浜町			○				○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○											
青森県	鰺ヶ沢町	○						○	○		○	○	○			○	○	○	○	○				○				1.3			
青森県	深浦町			○				○	○	○	○	○	○																		
青森県	西目屋村	○						○	○	○	○					○									○					特別な事情で生活が困窮している者	
青森県	藤崎町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○					その他特別な事情により経済的に困窮し、就学に支障があると認められる者	
青森県	大鰐町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
青森県	田舎館村			○				○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○											
青森県	板柳町				○			○	○	○	○	○	○			○	○							○				1.3			
青森県	鶴田町				○			○	○	○	○	○	○							○	○							1.05			
青森県	中泊町			○				○	○	○	○	○	○	○								○									
青森県	野辺地町		○					○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○						○			1.2		教育委員会が特に必要があると認める者	
青森県	七戸町	○						○	○				○												○			1.3			
青森県	六戸町			○				○				○												○				1			
青森県	横浜町			○				○	○	○		○				○			○												
青森県	東北町			○				○	○		○	○	○											○				1.2			
青森県	六ヶ所村			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
青森県	おいらせ町			○																				○						・児童扶養手当の全部支給 ・世帯構成員の扶養人数に応じて限度額を定め、世帯構成員全員の総収入金額と比較	
青森県	大間町	○							○															○						保護者が病気、入院等で就労できないと認められるもの(医療機関受診の請求書、領収書又は就労できない旨の証明を添付)、その他町長が特に援助を必要と認めるもの	
青森県	東通村			○				○	○	○	○	○	○			○	○			○				○						災害等	
青森県	風間浦村	○						○	○	○	○	○	○			○	○														
青森県	佐井村	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○											
青森県	三戸町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○					1.05			
青森県	五戸町					○	特に対応していない。	○	○		○	○				○			○						○						
青森県	田子町			○																								1.1			
青森県	南部町			○				○	○	○	○	○	○				○	○	○												
青森県	階上町					○	特段対応していない。	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○					○					1.1			(3)キ、ク、サ、シ、スについては、チの基準に該当する場合に認定。

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)						4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																			
		(1) 当てはまるもの1つに○					(2) オの内容 ・ 補足事項	(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																(4) ソ、タ又は チを回答した場合、 生活保護基準額等に掛ける 係数(倍率)	(5) ツを回答した 場合、市区町村 民税課税最低限度額に掛ける 係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他 →(2)		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛けたものを(4)に記入。	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたものの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入	テ. その他 →(6)	
青森県	新郷村		○					○	○	○	○	○		○					○	○	○			○			

[illegible]

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について								6. 就学援助率
		4. (3)でソ、タを回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応								令和2年度
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)でイを回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)でアを回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				
		ア. 反映させる (新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない (従来の認定基準を継続)	年	月	エ. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他 →(4)	
青森県	新郷村									10%未満

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																										
		(1) 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																										
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項		
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他			
青森県	新郷村	○						○	12,000	○									○	16,000											○													学用品費・・・対象児童全学年 1年生10,300円 2～6年生12,000円 学校給食費・・・全児童無償化 修学旅行費・・・実費の8割

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																														
		(2) 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																														
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項						
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他							
40	40	39	1	1	0	5	5	5	33	33	0	39	1	1	0	4	4	4	34	34	0	6	4	4	0	2	2	2	0	0	0	39	24	24	0	12	12	12	2	2	1	33						
青森県	青森市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	27,652							○	○	12,425												一定額及び上限額については、令和3年度の単価。【通学費】【修学旅行費】【校外活動費(宿泊を伴うもの)】【医療費】→令和2年度実績平均(校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費実績なし)対象の児童生徒の保護者へ医療券を配布し、受診後に医療機関へ医療費を支払う【学校給食費】→令和2年度実績平均(対象の児童生徒分の給食費について、実績分を給食費へ公金振替)			
青森県	弘前市	○							○	22,730		○							○	48,270		○	○	0							○	○	40,091												・体育実技用具費は1年生のみ ・通学用品費は2・3年生のみ ・通学費は対象者がいないため支給実績なし ・修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)は2年度の実績支給平均額			
青森県	八戸市	○							○	22,730		○							○	48,270		○				○	80,880	0				○				○	94,300	27,841							医療費及び学校給食費は、令和3年度予算に計上した単価。通学費については実績なし。			
青森県	黒石市	○							○	22,320		○							○	23,550		○	○	0							○					○	85,000	0							通学費、修学旅行費及び校外活動費(泊有)は令和2年度実績なし			
青森県	五所川原市	○							○	22,730		○							○	42,000		○									○	○	71,567													修学旅行費の支給平均額は令和元年度実績額		
青森県	十和田市	○							○	21,000		○							○	27,000											○					○	90,000	76,991								校外活動費(宿泊を伴うもの)・医療費は実績なしのため0円		
青森県	三沢市	○							○	22,510		○							○	28,700											○	○	47,029															
青森県	むつ市	○							○	26,000		○							○	46,000											○	○	19,783													学用品費は保護者の口座、修学旅行・校外活動については学校口座へ振込をしている。		
青森県	つがる市	○							○	22,200		○							○	19,200											○					○	50,000	50,000									※学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)の三費目合計で、年額22,200円	
青森県	平川市	○							○	22,730		○							○	60,000											○	○	25,151													・通学用品費については、中学校2年生以上が支給対象 ・校外活動費(宿泊を伴うもの)について、令和2年度は実績なし		
青森県	平内町	○							○	22,730		○							○	60,000											○				○	84,000	74,728											
青森県	今別町	○							○	22,730		○							○	60,000											○	○	60,910															
青森県	蓬田村	○							○	22,730		○							○	60,000											○	○	42,122													学校給食費は2学年が支給実績が一番多く、割合は50%。校外活動費(宿泊を伴わないもの、宿泊を伴うもの両方)は実績無し。 校外活動費(宿泊を伴わないもの)と校外活動費(宿泊を伴うもの)のどちらも実績なし。医療費も実績なし。 修学旅行費は、コロナウイルス感染拡大防止により実施を中止したため実績がなく、平均支給額を0円とした。 修学旅行費はコロナウイルス感染拡大防止のため実施を中止したため実績がなく、平均支給額を0円とした。		
青森県	外ヶ浜町	○							○	22,730		○							○	60,000											○	○	40,999															
青森県	鯉ヶ沢町	○							○	24,000		○							○	26,000											○					○	56,000	0										
青森県	深浦町	○							○	22,730		○							○	60,000											○				○	100,000	0											
青森県	西目屋村																																															
青森県	藤崎町	○				○	22,730	20,492				○				○	60,000	60,000														○										○				・修学旅行費 1人あたりの平均額を支給 28,264円(年間支給平均額) ・校外活動費(宿泊なし、宿泊あり)実績がないため0円 ・医療費は令和元年度の実績 ・実際に要した費用を現物支給しているという意味で両方選択していた。「現物支給」のみ選択に修正しました。		
青森県	大鰐町	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	103,307								○	○	85,700													・通学用品費は1年生には支給しない。・体育実技用具費は1年生及び2年生の2箇年での支給上限額。 ・校外活動費(宿泊を伴うもの)は支給対象を交通費及び見学料としているが、その支給対象費目が発生しないため、0円である。 ・医療費は、町で医療費無償事業を実施しているため、支給費目としていない。 ・修学旅行費は、令和2年度は修学旅行を実施していないため、令和元年度の実績を記載した。 修学旅行費について、令和2年度の修学旅行が中止となり実績がないため、令和元年度の実績を記入。 校外活動費(宿泊有・無)について、実績がないため、0円と記入。	
青森県	田舎館村	○				○	21,700	21,700				○				○	22,900	22,900														○	○	93,400													医療費、学校給食費はR2実績より R2年度管内中学校修学旅行の実績なし。	
青森県	板柳町	○										○																				○						○	60,910	0								
青森県	鰺田町	○				○	22,730	22,730				○				○	60,000	60,000														○				○	60,910	0										
青森県	中泊町	○																	○	19,900											○					○	90,000	0								医療費については、当町の医療費無料化が18歳まで拡大し、制度は残してあるが使う必要が無い。 また、給食費についても令和2年度6月～令和3年度3月まで、期間限定で給食費無料としたため、実績が大きく下がっている。 修学旅行、校外活動費については新型コロナウイルス感染拡大の影響により、全て中止となった。		
青森県	野辺地町	○																	○	60,000											○	○	0														修学旅行が新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったため、実績額は0円である。 ・医療費:別事業にて給付(ひとり親家庭等医療費給付事業(条例))。	
青森県	七戸町	○																	○	60,000		○				○	80,880	79,340				○	○	54,400														
青森県	六戸町	○																	○	60,000											○	○	48,647															
青森県	横浜町	○				○	22,730	22,730				○							○	60,000												○	○	40,935														
青森県	東北町	○																	○	60,000												○	○	0													修学旅行費については、新型コロナウイルス感染拡大を受け、急遽翌年度に延期としたため、実績がない。	
青森県	六ヶ所村	○																	○	57,400																										昨年度中学生の修学旅行が中止(令和3年度へ延期)となったため。 医療費・給食費は小学校と同様。		
青森県	おいらせ町	○																	○	21,700																										(学校給食費) 1食単価が300円であり、その1/2の金額150円を補助している。 (修学旅行費) 令和2年度未実施のため0円。		
青森県	太間町	○																	○	25,000																												
青森県	東通村	○																	○	22,730																										昨年度は新型コロナウイルス感染症対策の措置を取り、修学旅行及び校外学習を中止したため実績なし。令和元年度の実績額を記載しました。		
青森県	風間浦村	○																	○	21,600																		○	90,000								・医療費は村の制度により高校生まで無料。 ・昨年度修学旅行は近場での対応のため、当初予算計上額で記載しました。	
青森県	佐井村	○																	○	22,510																										・医療費は村の制度により高校生まで無料。 ・学校給食費、修学旅行費は令和3年度当初予算額を計上。		
青森県	三戸町	○																	○	22,730																										修学旅行費、給食費は予算額。 校外活動費、医療費は対象費目はあるが実績なし。 医療費、給食費はそれぞれ医療機関及び給食センターへ教育委員会から直接支払いのため現物給付とした。 校外活動費支給実績なし。		
青森県	五戸町	○				○	22,510	21,980				○				○	57,400	57,400																			○	60,300	48,940									学校給食費は公金振替。 また、令和2年度は、学校給食費を全校生徒から徴収していない。
青森県	田子町	○										○							○	60,000																										学校給食費/1食あたり280円		
青森県	南部町	○	○	22,440							○	○	40,047																																		2.(1)医療費実績なし	
青森県	階上町	○																	○	22,730																										体育実技用具費は、購入生徒がいなかったため、ゼロ記載。 校外活動費は、新型コロナウイルス感染症により校外行事が中止となり、対象経費がなかったため、ゼロ記載。 医療費は、対象経費がなかったため、ゼロ記載。 給食費は、新型コロナウイルス感染症に伴う子育て世帯支援事業(給食費無償化)の対象となり、就学援助での支給とらないため、ゼロ記載。		

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		(2) 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
青森県	新郷村	○							○	20,800		○								○	18,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
40	40	2
青森県	青森市	
青森県	弘前市	
青森県	八戸市	
青森県	黒石市	
青森県	五所川原市	
青森県	十和田市	
青森県	三沢市	【給食費援助の拡充】(令和3年度より) 準要保護認定とならなかった若で、世帯収入または保護者の収入が生活保護基準額を準用し算出した額に1.4倍乗じた額を下回った場合は、学校給食費のみ支給する。
青森県	むつ市	
青森県	つがる市	
青森県	平川市	
青森県	平内町	
青森県	今別町	
青森県	蓬田村	
青森県	外ヶ浜町	
青森県	鰺ヶ沢町	
青森県	深浦町	
青森県	西目屋村	
青森県	藤崎町	
青森県	大鰐町	
青森県	田舎館村	
青森県	板柳町	
青森県	鶴田町	
青森県	中泊町	
青森県	野辺地町	準要保護者については、給食費を免除としている。
青森県	七戸町	
青森県	六戸町	
青森県	横浜町	
青森県	東北町	
青森県	六ヶ所村	
青森県	おいらせ町	
青森県	大間町	
青森県	東通村	
青森県	風間浦村	
青森県	佐井村	
青森県	三戸町	
青森県	五戸町	
青森県	田子町	
青森県	南部町	
青森県	階上町	

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
青森県	新郷村	